

長野市障害ふくしネット設置及び運営要領

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、長野市に居住する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉、就労、保健・医療等に関する関係者による連携及び支援体制の整備について協議する場として、長野市障害ふくしネット（以下「ふくしネット」という。）を設置する。

(任務)

第2条 ふくしネットの任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における障害者等への支援体制に関する課題について、関係機関等の連携の緊密化を図る中で情報を共有し、調査研究するとともに、地域共生社会の実現に向けての施策提案を行うこと。
- (2) 障害者等に対する理解を深めるための啓発活動を行うこと。
- (3) 長野市が策定する障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画について意見を述べること。
- (4) 個別的な事例について、関係機関等による協議及び調整を行うこと。
- (5) その他障害者福祉を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 ふくしネットは、会長及び次に掲げる者（以下「構成員」という。）で組織する。

- (1) 障害者（障害者団体関係者を含む。）
- (2) 障害福祉相談支援事業関係者
- (3) 障害福祉サービス事業関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育関係機関担当者
- (6) 障害者雇用企業関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関担当者
- (9) その他障害福祉を推進するために会長が必要と認める者

(会長)

第4条 ふくしネットに会長を置く。

- 2 会長は、長野市保健福祉部長とする。
- 3 会長は、会務を総括し、ふくしネットを代表する。
- 4 会長の代理者は会長が指名する。

(全体協議会)

第5条 ふくしネットに全体協議会を置く。

- 2 全体協議会は、ふくしネット全体に関する事項の調整、協議及び全体の研修を行うとともに、必要に応じて障害福祉に関する施策を提言する。
- 3 全体協議会は、会長及び構成員全員で組織する。
- 4 全体協議会は、会長が招集する。

(運営委員会)

第6条 ふくしネットに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、ふくしネットの運営、相談支援連絡会・専門部会・委員会・ワーキンググループからの協議事項の検討及び調整を行う。
- 3 運営委員会は、運営委員35人以内をもって組織する。
- 4 運営委員は会長が構成員のうちから指名する。
- 5 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員会に専門的な知識を有するオブザーバーを置くことができる。
- 7 運営委員会は会長が招集する。

(相談支援連絡会)

第7条 ふくしネットに相談支援連絡会を置く。

- 2 相談支援連絡会は、相談支援を行う中で障害者等から出された要望及び困難事例等に関して調査研究する。
- 3 相談支援連絡会は、専門部会等において協議された特定の事項について運営委員会へ報告するものとする。
- 4 相談支援連絡会内に、委託相談センター会議及び指定相談支援事業所連絡会を置く。
 - (1) 委託相談センター会議は、長野市障害者基幹相談支援センター並びに障害者相談支援センター、発達相談支援センター専門員及び長野市保健福祉部障害福祉課職員で組織する。
 - (2) 指定相談支援事業所連絡会は、長野市内に拠点を置く指定一般、指定特定及び指定障害児相談支援事業所で組織する。

(専門部会)

第8条 ふくしネットに次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 当事者部会
- (2) こども部会
- (3) しごと部会
- (4) かつどう部会
- (5) くらし部会
- 2 専門部会は、障害等のある当事者のライフステージにおける課題を検討する。
- 3 専門部会は、構成員のうちから会長が必要と認める者で組織する。
- 4 各専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。なお、部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。

(委員会)

第9条 複数の専門部会に共通する課題について調査検討し、障害福祉を推進するため、ふくしネットに委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、構成員のうちから会長が必要と認める者で組織する。

(ワーキンググループ)

第10条 相談支援連絡会・部会から報告された課題を集中的かつ具体的に検討し、障害

福祉を推進するために、ふくしネットにワーキンググループを置くことができる。

課題の目的を明確にして取り組むこととし、設置期間は運営委員会にて定めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 ふくしネットに係る会議の参加者は、会議を通して知り得た個人情報について、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるとともに、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 個別の事例を検討する際には、本人の同意を得ることを原則とする。

(事務局)

第12条 ふくしネットの事務局は、長野市保健福祉部障害福祉課に置く。

2 会長は、必要があると認めるときは、事務局の事務の全部又は一部を団体等に委託することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、ふくしネットの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年10月23日から施行する。

(長野市障害ふくしネット運営規程の廃止)

2 長野市障害ふくしネット運営規程（平成15年9月29日決議）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。